

西宮市立地適正化計画作成支援業務等 業務説明書

(1) 業務名

西宮市立地適正化計画見直し方針案作成支援業務 及び 西宮市立地適正化計画作成支援業務（以下「西宮市立地適正化計画作成支援業務等」という。）

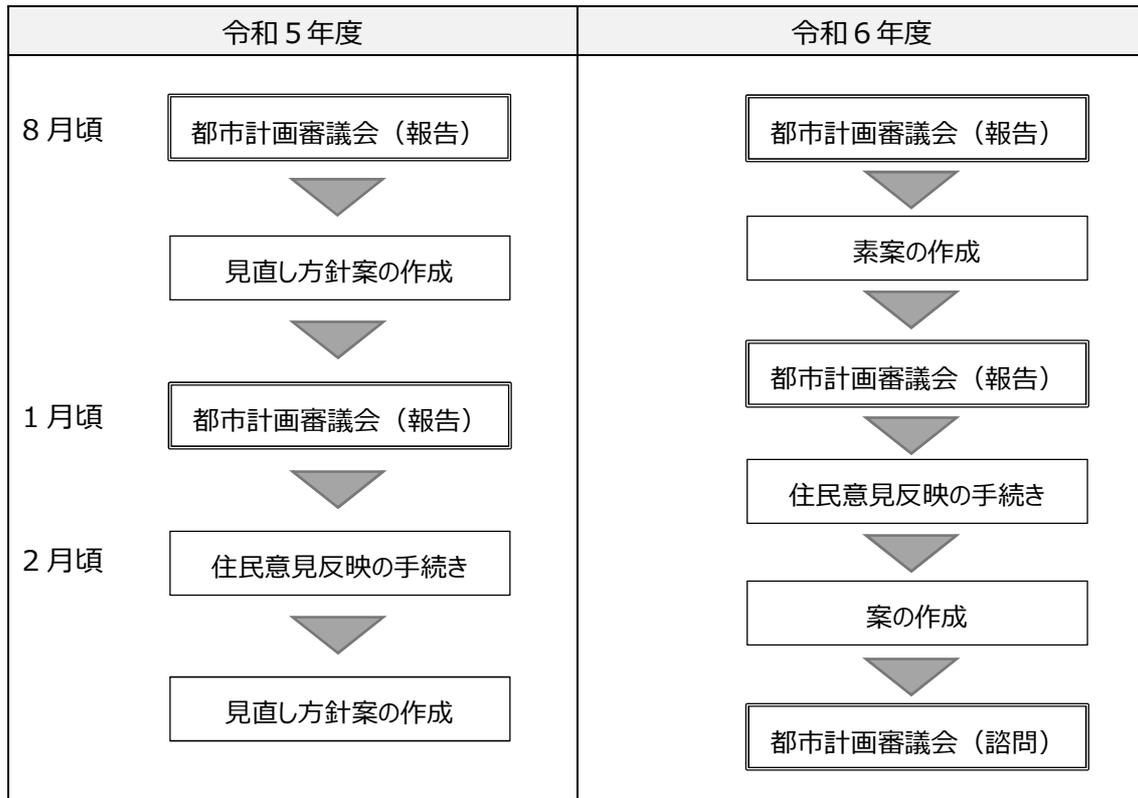
(2) 目的

本業務における「西宮市立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定されて策定されるものである。

本市では、令和元年に、「西宮市立地適正化計画」（1 期目）を策定した。また、都市再生特別措置法第 84 条に基づき、概ね 5 年ごとに必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

本業務では、策定から概ね 5 年が経過する「西宮市立地適正化計画」について、課題整理や住民等の意見を基に、計画案を取りまとめるための支援業務を行う。

(3) 策定スケジュール（案）



※スケジュールは変更する場合あり。

(4) 業務概要

業務の概要は下記の通り。

詳細については、別紙仕様書を参照のこと。

- 1) 西宮市立地適正化計画見直し方針案作成支援業務（令和5年度）
 1. 現況・課題の整理
 2. 立地の適正化に関する基本的な方針の見直し支援
 3. 誘導区域の設定方針の作成支援
 4. 防災指針における基本的な方針の作成支援
 5. 見直し方針案作成支援
 6. 住民周知資料の作成
 7. 会議の運営支援

- 2) 西宮市立地適正化計画作成支援業務（令和6年度） ※予定
 1. 誘導区域の設定基準及び誘導施設設定方針の見直し支援
 2. 誘導区域図の見直し
 3. エリア別誘導方針・誘導施設設定の見直し支援
 4. 居住・都市機能を誘導するための施策の見直し支援
 5. 防災指針の作成支援
 6. 目標値の見直し及び期待される効果の検討
 7. 計画作成支援
 8. 住民周知資料の作成
 9. 会議の運営支援

(5) 委託上限金額

- 1) 西宮市立地適正化計画見直し方針案作成支援業務
7,000,000 円（税込み）
- 2) 西宮市立地適正化計画策定支援業務
7,500,000 円（税込み） ※予定

(6) 履行期間

- 1) 西宮市立地適正化計画見直し方針案作成支援業務
契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
- 2) 西宮市立地適正化計画作成支援業務 ※予定
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

※本業務に引き続き、令和6年度に、「西宮市立地適正化計画作成支援業務」を別途発注する予定。

今年度の業務成績が良好と認められる場合は、来年度の業務について契約を行う。ただし、翌年度の予算が本市議会で議決された場合にのみ契約するものであり、(4)の業務内容及び(5)の金額については参考とする。

また、契約に当たっては、本市が定めた業務委託契約書を使用すること。なお、業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報> 入札・契約> 入札・契約に関する規則・要綱・基準等> 契約書(契約約款)・特約・誓約書> 業務委託契約書(契約約款) 特約含む」で閲覧できるため、事前に記載内容を確認しておくこと。

(7) 支払方法

業務完了払いとする。

(8) 委託先候補特定方法

「西宮市政策局公募型プロポーザル実施要領」に基づき、委託先候補を特定する。

特定方法・評価基準等の詳細は、西宮市立地適正化計画作成支援業務等に係る公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

(9) その他注意事項

- 1) 参加表明書等及び企画提案書等の提出は、応募者1者につき各1件のみとします。
- 2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とします。
- 3) 提出された書類は返却しないものとします。
- 4) 参加表明書等及び企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めません。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがあります。
- 5) 提出された書類が著作物にあたる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
- 6) 委託先候補の特定経過については、本市のホームページにおいて公表します。

(10) 問い合わせ先

西宮市役所政策局都市計画部都市計画課 (担当: 土地利用チーム)

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3 (西宮市役所本庁舎 5階)

Tel ; 0798-35-3603

Fax;0798-34-6638

E-mail ; toshikei@nishi.or.jp